

船舶事故調査報告書

平成28年6月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成27年5月28日 06時18分ごろ |
| 発生場所 | 福岡県福岡市博多港第3区 能古島 ^{のこの} 灯台から真方位111° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯33° 37.6′ 東経130° 20.4′） |
| 事故の概要 | 油タンカー第二十五旭丸 ^{あさひ} は、錨泊中、また、漁船第二十三蛭子丸 ^{えびす} は、南東進中、両船が衝突した。 第二十五旭丸は、左舷船首部外板の凹損等を生じ、また、第二十三蛭子丸は、左舷船首部外板に破損を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 平成27年6月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A 油タンカー 第二十五旭丸、749トン 142048、旭海運有限会社 68.07m（Lr）×11.80m×5.20m、鋼 ディーゼル機関、1,323kW、平成25年9月 B 漁船 第二十三蛭子丸、19トン FO2-6501（漁船登録番号）、蛭子丸水産有限会社 19.72m（Lr）×4.77m×1.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成12年9月30日 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 50歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成4年7月2日 免状交付年月日 平成24年3月22日 免状有効期間満了日 平成29年7月1日 航海士A 男性 44歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成24年7月3日 免状交付年月日 平成27年1月15日 免状有効期間満了日 平成29年7月2日 B 船長B 男性 31歳 一級小型船舶操縦士 |

| | |
|-------|--|
| | <p>免許登録日 平成19年5月18日 免許証交付日 平成24年4月19日 (平成29年5月21日まで有効)</p> <p>甲板員B 男性 20歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年3月29日 免許証交付日 平成26年5月28日 (平成30年3月31日まで有効)</p> |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | <p>A 左舷船首部外板に凹損、左舷中央部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に破損</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日出時刻：05時11分</p> |
| 事故の経過 | <p>A船は、船長A及び航海士Aほか4人が乗り組み、レギュラーガソリン約2,000klを積載して、黒色の球形形象物を船首に掲げ、博多港第3区で船首を北西方に向けて錨泊中、航海士Aが単独で停泊中の船橋当直に当たっていた。</p> <p>航海士Aは、目視及び6Mレンジに設定したレーダーで見張りをを行い、周囲に接近する他船を見掛けなかったため、約30分間であれば船橋を離れても大丈夫と思い、降橋して事務室で揚げ荷役ミーティングの準備作業を行っていたところ、平成27年5月28日06時18分ごろ衝突の振動を感じた。</p> <p>航海士Aは、事務室から外部の通路に出て周囲を見たところ、B船が、左舷前方の至近から接近し、A船の左舷中央部に衝突するところを見た。</p> <p>船長Aは、海上保安庁に本事故の発生を通報し、その指示によりB船をA船の右舷船尾部に係留させた。</p> <p>航海士Aは、B船の乗組員と共に両船の損傷状況を確認した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、甲板員Bが1人で操船に当たり、能古島北方沖を福岡市中央卸売市場鮮魚市場（以下「鮮魚市場」という。）に向けて約9～10ノットの対地速力で自動操舵により南東進した。</p> <p>甲板員Bは、船長Bが能古島灯台通過の報告を受けてから操船に当たる予定であったので、操舵室後部の椅子に腰を掛けて仮眠中の船長Bに同灯台を通過したことを報告した後、操縦席に腰を掛けた状態で見張りを行っていたが、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>B船は、同じ針路で航行を続け、B船の左舷船首部がA船の左舷船首部に衝突して跳ね返った後、A船の左舷中央部に再度衝突した。</p> <p>B船は、甲板員Bが衝突の衝撃で目覚めて機関を中立にした後、A</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>船の右舷船尾部に係留された。</p> <p>両船は、海上保安庁の聴取の後、A船は、自力で航行して福岡市西戸崎の荷揚岸壁に、B船は、自力で航行して鮮魚市場に、それぞれ着岸した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> |
| その他の事項 | <p>船長Aは、危険貨物を積載していたので、錨泊中も航海士を船橋に配置して当直を維持していた。</p> <p>甲板員Bは、船長Bに能古島灯台の通過を報告した際、船長Bからの返事を聞いた。</p> <p>船長Bは、甲板員Bからの報告を聞いた覚えがなく、返事をしたかどうか分からなかった。</p> <p>甲板員Bは、本事故当時、玄界灘の漁場から鮮魚市場まで巻網漁船の漁獲物を運搬する作業に従事し、疲労と睡眠不足により眠気を感じていたため、操縦席から立ったり、腰を掛けたりしながら見張りをしていました。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析 | <p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、博多港第3区で錨泊中、船橋当直中の航海士Aが、降橋して見張りを行っていなかったことから、接近するB船に対して注意を喚起することができなかったものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、周囲に接近する他船を見掛けなかったため、約30分間であれば船橋を離れても大丈夫と思いき、降橋したものと考えられる。</p> <p>B船は、博多港第3区を南東進中、船長Bが仮眠を続け、甲板員Bが、居眠りに陥ったことから、錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、甲板員Bから報告を受けたことに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>甲板員Bは、疲労と睡眠不足により、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、博多港第3区において、A船が錨泊中、B船が南東進中、船橋当直中の航海士Aが、降橋して見張りを行っていなかったため、接近するB船に対して注意を喚起することができず、また、船長Bが、仮眠を続け、甲板員Bが、居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>A船の船舶所有者は、本事故後、安全会議を開催して、船舶輻輳海域における停泊時は、本船周辺海域の監視及び周辺他船への注意喚起が可能な場所に乗組員を配置し、安全を向上させることとした。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 停泊中に甲板部の当直を行う際は、航海当直基準を遵守すること。・ 眠気を感じた場合、立って操船したり、コーヒーを飲んだりするなどして眠気を払うこと。 |
|--|--|

付図1 事故発生経過概略図

